

＜県民税利子割に関するよくあるお問い合わせ＞

平成 27 年 1 1 月
埼玉県・自動車税事務所

Q 1 利子割の課税対象となる「利子等」とはどのようなものですか？

A 1 「利子等」とは、利子、収益の分配その他これらに類するものをいいます。具体的には、銀行・信用金庫の預金利子、農協・ゆうちょ銀行の貯金利子など、所得税法・租税特別措置法において源泉分離課税の対象とされる利子等と同じです。

※ただし、平成 28 年 1 月 1 日以降に支払われる利子等のうち、「特定公社債等」の利子等については、利子割から除外され配当割の課税対象となります。

※また、平成 28 年 1 月 1 日以降は、従前利子割で申告納入されていた公社債投資信託の収益の分配及び社債的受益証券の収益の分配でその受益権等が公募されるものは、配当割の課税対象となります。

Q 2 どのように「特別徴収」を行えばよいのでしょうか？

A 2 利子割は、利子等の支払をする法人（金融機関・社債を発行している法人など）が、支払時に利子額の 5% の地方税を特別徴収し、営業所ごとに集計して、支払の翌月 10 日までに営業所所在の都道府県に申告納入していただきます。

Q 3 利子割の納入申告書が手元にありません。どこで入手できますか？

A 3 埼玉県では、埼玉県への申告納入に使用できる様式を自動車税事務所で配布しています。下記連絡先へご請求ください。

Q 4 新たに利子割の特別徴収義務者になるのですが、届出は必要ですか？

A 4 「利子割に係る営業所等設置等の届出書」をホームページからダウンロードしていただき、必要な箇所を記載のうえ、自動車税事務所に提出してください。

下記のホームページからのダウンロード又は連絡先へご請求ください。

埼玉県HP>総合トップ>暮らし・環境>税金>申請・手続き

>各種申請申告様式のダウンロード

>県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割の様式

>[利子割に係る営業所等設置等の届出書](#)

Q 5 既に利子割の特別徴収義務者となっていますが、新たに利子等の支払をする営業所を埼玉県内に設けました。この場合、届出は必要ですか？

A 5 新たに設けた営業所で利子等の支払いをする場合には「利子割に係る営業所等設置等の届出書」が必要となります。

Q 6 納入申告書に「特別徴収義務者番号」を記載する欄がありますが、何を記載すればいいのですか？

A 6 Q 5の「利子割に係る営業所等設置等の届出書」を提出いただいたら、自動車税事務所から届出書の控えに「特別徴収義務者番号」を記載してお送りします。その番号を記載してください。

Q 7 利子等の支払を4月、5月にしましたが、申告が遅れました。2か月分まとめて1枚の納入申告書に記載してもいいのですか？

A 7 納入申告書は支払月ごとに作成をお願いしています。まとめて記載することはできません。

なお、税額によっては不申告加算金や延滞金が課されることがありますので御留意ください。

Q 8 納入申告書はどこに提出し、どのように納入したらよいのですか？

A 8 利子割の納入申告書は4枚セット（県税保管2枚、金融機関保管1枚、納入者保管1枚）となっていて、金融機関に納入申告書を提出することで、申告と納入を同時に行うようになっていきます。

金融機関でお預かりした納入申告書は金融機関より自動車税事務所へ提出されます。

埼玉県の県税を納付できる金融機関については[「県税の納税窓口」](#)をご覧ください。

Q 9-1 新たに私募の社債を発行し、社債の利子を支払うこととなりましたが、どのような手続が必要ですか？

A 9-1 平成27年12月31日までは利子割の課税対象であるため、利子を支払った法人が特別徴収義務者として利子割の申告納入を行う必要があります。

Q 4の「利子割に係る営業所等設置等の届出書」の届出を行い、支払った利子から特別徴収し、申告納入していただきます。

※ 平成28年1月1日以降の取扱（平成25年度税制改正施行後）については、「平成28年1月1日施行県民税利子割改正のQ & A」Q 5を参照。

Q 9-2 新たに私募の社債を発行し、社債の利子を支払うこととなりましたが、「利子割に係る営業所等設置等の届出書」の「利子等の種別」はどれを選択するのでしょうか？

A 9-2 平成27年12月31日までは利子割が課税されます。「1 公社債利子」を選択してください。

なお、「1 1 私募公社債等運用投資信託の収益の分配」は社債ではなく投資信託の収益の分配に該当するものですので、投資信託をしていない場合には選択し

ないでください。

※ 平成28年1月1日以降の取扱いについては、「平成28年1月1日施行県民
税利子割の改正Q&A」Q5を参照。

Q10 新たに従業員による勤務先預金を設けることとなりましたが、どのような手続が必要ですか？

A10 利子割が課税されるため、利子を支払った法人が特別徴収義務者になります。Q4の「利子割に係る営業所等設置等の届出書」の届出を行い、支払った利子から特別徴収し、申告納入していただきます。

なお、「利子割に係る営業所等設置等の届出書」の「利子等の種別」欄は「04 勤務先預金等の利子」を選択してください。

Q11 利子割で申告納入すべきところ、配当割で申告納入してしまいました。配当割の期限内に申告しており、税額は同じでしたので、自動車税事務所の方で自動的に処理してもらえるのですか？

A11 利子割と配当割は別の税目となるため、特別徴収義務者による手続が必要となります。誤りが判明した際には速やかに自動車税事務所にご連絡ください。

なお、手続としては、利子割の納入申告書による申告納入を行っていただき、配当割について「更正の請求」をしていただくこととなります。また、税額によっては不申告加算金や延滞金が課されることがありますので御留意ください。

Q12 私は国内に住所がないため還付を受けたいのですが、どのような手続きをすれば良いですか？

A12 特別徴収義務者（銀行や証券会社等）から更正請求書を提出してもらうこととなりますので、特別徴収義務者にお問い合わせください。

【お問い合わせ先・提出先】

埼玉県自動車税事務所 諸税担当

〒330-0843 さいたま市大宮区吉敷町1-124

電話 048-658-0235

※平成28年1月4日、下記住所に移転します。

電話番号に変更はありません。

〒330-0844 さいたま市大宮区下町3-8-3